

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月7日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

## 香川県人事委員会規則第1号

### 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章・第2章 略	第1章・第2章 略
第3章 臨時の任用（第11条—第12条の2）	第3章 臨時の任用（第11条・第12条）
第4章～第8章 略	第4章～第8章 略
附則	附則
(臨時の任用を行うことができる場合)	(臨時の任用を行うことができる場合)
第11条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ人事委員会の承認を得て、現に職員でない者を臨時に任用することができる。	第11条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ人事委員会の承認を得て、現に職員でない者を臨時に任用することができる。 <u>この場合において、第1号の規定により臨時の任用を行おうとするときは、その承認があったものとみなす。</u>
(1)～(3) 略	(1) 災害その他重大な事故のため、法第17条第1項の採用、昇任降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合 (2) 臨時の任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合 (3) 任命権者が、その任用候補者の提示の請求に対し、人事委員会から適当な任用候補者がない旨若しくは候補者の数が第40条に規定する正規の提示数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該任用の志望者が5人に満たない場合で、人事委員会から他に適当な任用候補者がない旨の通知を受けた場合
2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の承認があったものとみなす。	
(1) 前項第1号の規定により臨時の任用を行おうとするとき。 (2) 前項第2号に規定する職が、法第57条に規定する公立学校の教職員の職のうち、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、	

実習助手又は寄宿舎指導員の職であるとき。

(臨時的任用の期間の更新)

第12条 臨時的任用の期間は、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で更新することができる。この場合において、前条第1項第2号の規定による臨時的任用の期間の更新については、その承認があったものとみなす。

(臨時的任用の承認の委任)

第12条の2 人事委員会は、人事委員会が適當と認める職の臨時的任用及び臨時的任用の期間の更新の承認について、その事務を任命権者に委任することができる。

2 臨時的任用及び臨時的任用の期間の更新の承認の委任を受けた任命権者は、その結果を毎年1回人事委員会に報告しなければならない。

#### 第4章 条件付採用

(条件付採用期間)

第13条 略

(臨時的任用の期間の更新)

第12条 臨時的任用の期間は、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で更新することができる。この場合において、前条第2号の規定による臨時的任用の期間の更新については、その承認があったものとみなす。

#### 第4章 条件付採用

(条件付採用期間)

第13条 略

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。